

平成 26 年 10 月 28 日

【照会先】

高知労働局総務部労働保険徴収室

室長 岩本 雄二

室長補佐 松浦 光子

電話 088-885-6026

報道関係者 各位

## 平成 26 年度労働保険の適用促進の実施について

～ 労働保険適用促進強化期間(11 月)の取組み ～

高知労働局(局長 伊津野信之)は、「労働保険適用促進強化期間(11 月)～労働保険に入っていない経営者に、人を雇う資格はありません。～」について、集中的に広報活動等を展開し、労働保険制度の周知啓発等を図り、労働保険の適用促進活動の強化等を推進します。

- 1 高知県内の労働保険の適用状況については、商業・サービス業等の小規模零細企業を中心に、なお相当数の未手続事業場が残されているのが実情であり、これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、従来から積極的に「未手続事業一掃対策」を推進しているところです。
- 2 厚生労働省では、本年度も 11 月 1 日から 30 日までの 1 か月間を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国で集中的な適用促進活動を展開することとしています。
- 3 「労働保険適用促進強化期間」の実施内容の一つとして「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付け、本期間中は、全国において集中的な適用促進活動を展開し、もって未手続事業の一掃を図ることとしています。

(参考)

「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した言葉であり、政府が管理し、運営する強制的な保険です。正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用すれば、事業主は労働保険に加入する義務があります。

特に「労災保険」では、未手続事業場で労働災害、通勤災害が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収されることがあります。